



4月25日から年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け給付金)の申請受付が始まります

国が進める一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金等の高齢者世帯を支援するために、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)を支給します。

【支給対象者】

平成27年度(昨年度)の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人

※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等になっている場合や生活保護受給者などは対象外です。また、支給決定までの間に亡くなられた人も対象になりません。

※給付金の対象となる可能性のある人には4月下旬以降、個別に申請書を郵送します。ご自身が対象と思われる人で申請書が届かない場合は、福祉総務課へ問い合わせください。

【給付額】

対象者一人につき3万円

【申請期間】

4月25日(月)～7月25日(月) [消印有効]

※申請期間が3カ月間と大変短くなっています。申請期間を過ぎた場合は、受け付けできないためご注意ください。

【申請方法】

原則、郵送申請

※申請書に同封する返信用封筒で返送してください。

【提出書類】

- ①申請書
- ②添付書類
 - ・申請者全員分の本人確認書類
 - ・通帳等の口座情報が確認できる部分の写し

※ただし、前年度と同一口座への振り込みを希望する場合は、通帳の写しは不要です。

※詳しくは、申請書に同封の案内チラシをご覧ください。

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

自宅や職場などに、市や厚生労働省の職員等をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず福祉総務課または古河警察署(☎30-0110)にご連絡ください。

問 福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」内)

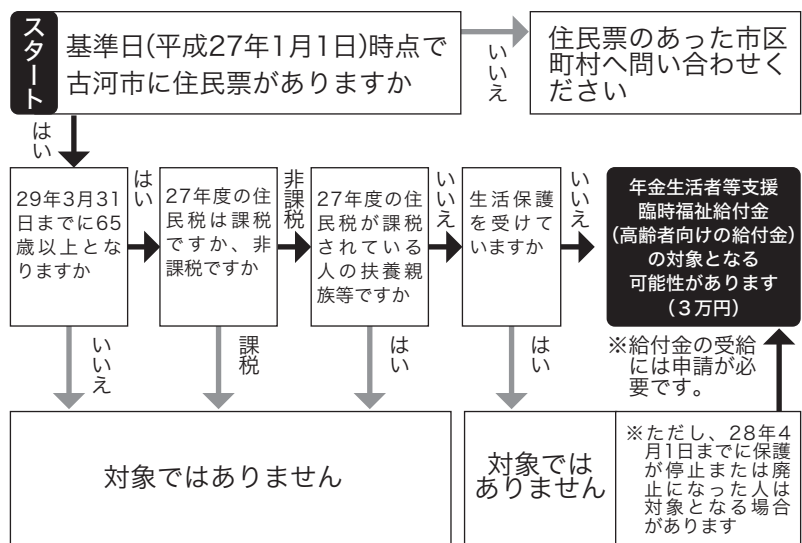
☎91-5615



給付金支給の流れ

- ①市から申請書発送
【4月下旬予定】
給付金の対象となる可能性のある人に申請書等を郵送します。
- ↓
- ②申請書の記入と添付書類の準備
- ↓
- ③申請書等の提出
【原則郵送】
- ↓
- ④市から給付金を振り込み
市が申請内容を審査し、結果(支給の可否)を通知します。支給が決定した人には、給付金を指定口座に振り込みます。

対象者診断フローチャート



※上記のフローチャートは一般的な場合を想定しています。不明な点は市役所または厚生労働省へ問い合わせください。